二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市脇岬町字神ノ上一九四四の一、一九四四の四、諫早市富川町九一八、九一九・九二〇合併、九二二、九二四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
富川町九一八、九一九・九二〇合併、九二二、九二四
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県山形市蔵王温泉字赤倉一一二一の一・一一二一の一七・一一三一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一二一の一八から一一二一の二〇まで、字龍山一一三一の一、字トヤ沢一一三〇の一、一一三〇の九、字柳平七六三から七六六まで、一一一九、字松保山一一二九の一（次の図に示す部分に限る。）、一一二九の二、字森ノ峯七七六、七七七、大字山寺字初ヶ沢八三九五の一、八三九五の二、字中島平八三九六の一、八三九六の二六、字五郎平八三九八の一（次の図に示す部分に限る。）、字葭原八三九九、字ブドウ沢八四〇〇の一、天童市大字奈良沢字小水無下一六九八（次の図に示す部分に限る。）、東村山郡山辺町大字大蕨字松保三一九七の二五、三一九七の四三、三一九七の五三から三一九七の五五まで、西村山郡西川町大字間沢字東股八八七の三・八八七の九・八八七の一一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八八七の一〇、字若山八八八の三五五・八八八の四一六・八八八の四三六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八八八の四一七
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県上山市檜下字ホッカ沢山二二八九の二から二二八九の四まで、鶴脛町字愛宕九四七（次の図に示す部分に限る。）、狸森字狸森四〇三の二、四〇五の四、一六四二、一六四二の一、一六四三、一六四三の一から一六四三の四まで、二二一〇の一、字浦山一六四一、字東平一六四〇の一、菖蒲字蛇沢六六三の丙、字蛇ノ沢六六五の乙、六六六の乙、六六七の一、六六七の二、六六八の乙、六六九の乙、六七〇の二、六七〇の乙、六七二の丙、六七三の乙、一八六〇、一八六五、一八六六、一八六六の一、一八六七、一八六七、一八七七、一八七七の一、一八七八、字笹ヶ平六五九の一、六五九の乙、六七四の乙、一八四二、一八四二の乙、一八四三、一八四四、字切下一八八三、北町字澤一六三六の一、一六五二から一六五四まで、一六五四の内一、一六五五、一六五五の内一、一六五六、一六五六の内一、一六五七、一六五七の内一、一六五八、一六五八の内一、一六五九、一八〇七、字沢一八九二から一八九四まで、十日町字沢七八九、七九〇、七九〇乙、二日町字澤四六四、天童市大字下荻野戸字南沢一九四三の一八、一九四三の二一から一九四三の二六まで、字北沢一九四五の二〇三から一九四五の二〇六まで、字滝ノ沢一九四六、字仲沢一九四四の一、一九四四の二、寒河江市大字幸生字ウスナ沢一五二九、一五三〇、村山市大字白鳥字大畑二八五二、二八五六から二八五八まで、二八五八の一、二八六一、二八六三、二八六五、二八六八、二八七〇、字笹平二八八〇の一、二八八〇の二、字宮沢二九四六、二九四八、二九六二、西村山郡河北町大字岩木字川東一八〇七の四、一八〇八の一一、西川町大字入間字楢木平二三一五の一、二三一五の四、字西道二三一四の二、字庄六荒二三一一の四、朝日町大字立木字水上三四八、六九八、八七五の一、字沢向ヒ二二七の一、七七三の一、字上ノ屋敷九六一の一、九六一の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
北町字澤一六三六の一、一六五二から一六五四まで、一六五四の内一、一六五五、一六五五の内一、一六五六、一六五六の内一、一六五七、一六五七の内一、一六五八、一六五八の内一、一六五九、一八〇七、字沢一八九二から一八九四まで、十日町字沢七八九、七九〇、七九〇乙、二日町字澤四六四、字川東一八〇七の四、一八〇八の一一
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
二　都市計画事業の種類及び名称　横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第六号相鉄・ＪＲ直通線
三　事業施行期間　自平成二十四年二月二十日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　神奈川県横浜市保土ケ谷区西谷町並びに神奈川区羽沢南二丁目、羽沢町字長谷、羽沢町字聖天及び羽沢町字天屋地内
使用の部分　神奈川県横浜市保土ケ谷区西谷町及び東川島町並びに神奈川区羽沢南二丁目及び羽沢南三丁目地内